

令和4年度 第1回静岡県多文化共生審議会 議事録

令和4年8月10日（水） 午後1時30分から午後3時20分まで
静岡県庁別館9階特別第1会議室

出席委員（12名） 植田 敏博、斉藤 薫、佐伯 康考、酒井 公夫、榊原 昭雄、
坂本 勝信、鈴木 宏征、高畑 幸、田島 誠也、田中 恵子、
土屋 真理、ラクスミ デワヤニ

（緒方）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回静岡県文化共生審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、大変御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず開会にあたりまして、県側の出席者をご紹介します。

森静岡県副知事でございます。

（森）

森でございます。よろしくお願いいたします。

（緒方）

高畑くらし環境部長でございます。

（高畑）

高畑です。よろしくお願いいたします。

（緒方）

横地くらし環境部、多文化共生担当理事でございます。

（横地）

よろしくお願いいたします。

（緒方）

私は本日の司会を務めます多文化共生課緒方と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

お手元の配布資料ですみません、一点訂正箇所がございます。

配布しております多文化共生審議会委員名簿でございますが、下から4番目、田中様でございますが、浜松外国人子供教育支援協会理事長となっておりますけれども、正しくは顧問でございました。

申し訳ございません。

訂正をよろしく願いいたします。

次に、本日の委員の出席状況を御報告いたします。

王委員、竹内委員、田平相川委員につきましては、御都合により欠席との連絡をいただいております。

鈴木委員、田島委員は、オンラインによる出席となります。

したがいまして、委員15名のうち過半数の12名の方に御出席いただいておりますことから、静岡県多文化共生推進基本条例第16条第2項に基づきまして、会議が成立していることを御報告いたします。

ではここで森副知事から一言御挨拶申し上げます。

(森)

本日は御多忙の中、また新型コロナウイルス感染してですね、ピークアウトの過ぎていないなかお集まりいただきましてありがとうございます。本日座長を務めていただきます酒井会長をはじめ、委員の皆様方にはこれまで多文化共生の推進に御尽力御指導御鞭撻いただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。今年度は本県の多文化共生の根幹となりますふじのくに多文化共生推進基本計画の初年度になっておりまして、4年計画で計画されております。

さらに本県のですね、総合計画、静岡県新ビジョン後期アクションプランというものがございまして、これも今年度から向こう6年間、それは2年前倒しで4年間で完結させると、そういう計画の段取りになっております。

こうした背景の中で、県の重要施策の一つであります多文化共生社会の実現に向けての、今回の審議会開催っていうのは、意義の大きいものであると私は考えております。

総合計画での先ほど申し上げました新ビジョンでは、東京時代から静岡時代へというのが一つの方向になっております。多文化共生社会の構築につきましては、国において外国人との共生社会の実現に向けたロードマップというものが作成されておりまして、環境整備を推進していくこととなっておりますけれども、本県としては、もちろん国の方針に沿って理解しながらもですね特徴ある多文化共生社会を作り上げていく、そういったときが来ているのではないかというような感想を持っております。

多文化共生の目標というのは、おそらく都道府県別、様々あろうかと思えますけれども、本県の計画では、静岡県内に住む外国人及び日本人が相互に理解をし合い、誰1人として取り残されることなく、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる、これが本県の目標となっております。さて、在留外国人統計によりますと、昨年の6月末の統計ですけれども、県内に10万人ですね約それから国で言いますと、126ヶ国、外国人県民がいるということで、率といたしますと2.7%が外国人の県民という状況になってございます。

こうした方々とともに、計画の基本目標に掲げるあるべき姿それについて、本日御審議いただくわけですね。どうか実りがある御審議を賜りますよう、皆様にお願いを申し上げまして挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

(緒方)

では、ここで新たに就任されました委員を御紹介いたします。

恐れ入りますが、その場で御起立をお願いいたします。

名古屋出入国在留管理局出席審査官、植田敏博委員でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

(植田)

植田でございます。よろしく願いします。

(緒方)

静岡文化芸術大学文化政策学部准教授、佐伯康孝委員でございます。

(佐伯)

佐伯でございます。よろしく願いします。

(緒方)

そしてオンラインで御参加いただいております、沼津商工会議所副会頭、田島誠也委員でございます。

(田島)

田島でございます。よろしく願いいたします。

(緒方)

本日は御欠席ですが、一般社団法人静岡県医師会理事竹内浩視委員が新任でこ

ざいます。

続きまして、議事に入る前に少しお時間をいただきまして、静岡県の多文化共生推進体制について、私から御説明をいたします。

お手元の資料1を御覧ください。

静岡県多文化共生推進基本条例に基づきまして、本多文化共生審議会を開催し、委員の皆様から、多文化共生政策推進にあたりましての御意見をいただいているところでございます。

続きまして、資料の2を御覧ください。

委員の皆様からいただきました意見などを施策に反映いたしまして、目指す多文化共生社会の実現を図るために、森副知事を本部長といたしました多文化共生推進本部を核といたしまして、部局横断的な課題に対応するプロジェクトチームも活用しながら、多文化共生施策の推進を図っているところでございます。私からの説明は以上です。

続きまして、議事となりますが、委員の皆様が御発言される際には、お手元のマイク中心にスイッチがございますのでそちらを一度押してお話ください。

お話が終わりましたら、もう一度押していただきましてスイッチをお切りくださるようお願いいたします。

オンラインの委員の皆様が御発言を希望される際は、挙手をお願いしたいと思います。

では、ここからの議事進行は酒井会長をお願いいたします。

(酒井)

どうも皆様こんにちは。議長を授かっております酒井でございます。お暑い中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。今日はインドネシア出身のラクスマさんとそれとフィリピン出身の土屋さん、イメージ的には非常に暑い国からの二人なんですけど、きっと日本のほうが暑いですね。私も両国行ったことありますけど、日本の方がやっぱり暑いなと感じますね。

そんな暑い中でございますけども、今日は多文化共生に関しての審議会ということございまして、冒頭副知事の方からも触れていただきましたけども、昨年度まとめました基本計画があるわけございまして、これを今年度から実施していくというタイミングであるということは頭に入れていただきたいと思っております。ですから基本計画の進捗、まだ半年経ってませんので、進捗に対してその大きな成果であったりとか変化であったりというものがある状況ではございません。

そういった意味では、昨年度まとめた基本計画というものを、これから展開するにあたって、こういったところを注意した方がいいんじゃないかとか、こういっ

たところを重点的にやるべきでないかと、そういった意見をたくさんいただければありがたいなと思うところでございます。

ですから今日は何を決めるというわけではございませんので、趣旨に従ってたくさん御意見言いつ放しで結構でございますので御発言いただけるとありがたいなと思うところでございます。

それでは今回の議題でございます静岡県が多文化共生推進施策であります内容につきまして、事務局からまず説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(吉永)

はい。多文化共生課長吉永と申します。本日はどうぞよろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

県の多文化共生推進施策につきまして、主な取り組みについて御説明いたします。

お配りしております資料の3と資料3に添付してございます、ふじのくに多文化共生推進基本計画の概要版を御用意願います。

資料3はA3版の片面の資料になります。よろしいでしょうか。

県では昨年度当審議会においてご審議いただき策定しました、ふじのくに多文化共生推進基本計画に基づきまして、市町や地域経済団体等とも連携し、総合的、計画的に多文化共生政策の推進に取り組んでいるところでございます。

概要版の1ページの右側に記載してございますが、この計画の基本目標は先ほど副知事からも御紹介申し上げました、記載の通りでございます。

この目標を実現するために、七つの施策の柱を掲げております。

資料3に戻っていただきまして、その施策ごとに主な取り組みをまとめましたので、この資料3の資料に沿って御説明申し上げます。

まず施策1の多文化共生意識の定着では、目指す姿といたしまして、全ての外国人県民と日本人県民とが、お互いの文化・習慣を理解し、尊重できる社会を作ってまいります。

これにむけた主な取り組みとしましては、県の国際交流員が学校や地域に出向きまして、それぞれの自国について紹介します、世界の文化と暮らし出前講座を実施しておりますほか、地域の多文化共生の拠点となります地域住民が日本語教育の場に関わる対話交流型の地域日本語教室を、各市町で設置できますよう、取り組みを進めているところでございます。

多文化共生意識の一層の定着に向けまして、地域や民間団体等の取り組みも含めまして日本人と外国人が交流する機会、場作りをさらに拡大していく必要があると考えております。

続いて施策2のコミュニケーションの支援では、言葉の壁のない静岡県の実現と、外国人県民が基礎的な日本語を学べる環境を整備してまいります。

主要な取組みといたしましては、外国人への情報伝達手段として有効なやさしい日本語の普及活用を図るため、県市町の行政職員や民間企業等を対象としまして、各地で研修会を開催しております。また外国人県民が生活に必要な最低限の日本語を身につけることができますよう、施策1で御説明しました対話交流型の地域日本語教室のモデル実施や、事業費の補助によりまして、市町の取組みを支援しているところでございます。

さらに県が情報発信しております、緊急事態や生活関連の情報など、安心して暮らすために役立つ情報が外国人県民にも等しく提供できますよう、県庁独自に外国人県民への情報提供に関するガイドラインを策定しまして、庁内の各所属がこれに基づきやさしい日本語のほかポルトガル語など五つの外国語に翻訳しまして、ホームページ上で情報発信を行うポータルサイト、これかめりあⁱと呼んでいますけれども、これも運営しているところでございます。

施策の充実を図るために、地域の日本語教育の担い手の育成や、やさしい日本語や多言語による情報発信の拡充、企業との連携強化を進めていく必要があると考えております。

次に施策3の危機管理体制の強化では、外国人県民が災害時や緊急時の自助力を高め、共助の担い手となれますよう体制を整え、外国人県民と日本人の県民とが助け合う社会を作ってまいります。

また外国人県民が交通事故や犯罪に巻き込まれることのない社会も目指してまいります。主要な取組みとしましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、不安を抱える外国人県民がいつでも気軽に相談できる、新型コロナウイルス多言語相談ホットラインを開設しております。

またいつどこで起こるかわからない災害に備え防災対応に関する知識の習得や、地域防災の担い手となれるよう市町や地域と連携して防災出前講座を実施しております。

今後特に外国人県民の防災力の強化に向け、外国人を雇用する企業情報を収集しまして、企業の理解協力を得て、防災講座の拡充を図っていきたいと考えております。

次にページが変わりまして、施策4の生活支援の充実では、外国人県民が日常生活で必要となります知識や情報を提供するとともに、外国人県民からの様々な相談に対応できる環境を整備してまいります。

また、外国人県民が日本人の県民と同様に、医療や保健福祉等のサービスを受けることのできる環境を整備してまいります。

主な取組みとしましては、20言語以上で生活上の相談に応じる、県多文化共生

総合相談センターかめりあを運営しており相談内容から必要に応じ適切な専門機関に繋ぎ、困りごと等の解決に向けた支援を行っております。

また医療機関をはじめ児童やその家族に関する相談窓口、配偶者からの暴力に関する相談窓口にも多言語電話通訳サービスを導入しまして、外国人県民の皆様が少しでも安心して生活していただけるよう、相談体制の充実にも取り組んでいるところでございます。

次に施策5の外国人の子供の教育環境の整備では、外国人の子供の学習機会を確保し、必要な日本語能力や学力等を身につけられる環境を整備してまいります。

また、外国人の子供が、将来を見通した進路選択ができ、社会で自立していける環境を整備してまいります。

主な取り組みとしましては、公立小中高等学校に通う外国人児童生徒への適用指導や、指導担当者等への助言を行ってまいりますほか、外国人の学校に通う生徒が将来安定した生活を送れますよう、正規雇用を目指し、日本語教育やキャリア教育、職場体験に取り組む事業を展開しているところでございます。今後、外国人の小中学生の就学促進や学びを継続していけるよう、学校での指導体制の確保充実を図ってまいります。

また、外国人高校生に対して、就業に必要な日本語能力を向上させるとともに、そうしたチャレンジを家庭で導入していただきますよう、保護者の理解促進にも取り組む必要があると考えているところでございます。

次に施策6の社会参画の促進ですが、外国人県民の地域コミュニティへの参画を促し、地域の住民と相互に協力して、よりよい地域の形成に取り組んでまいります。主な取り組みとしましては、この後個別に情報提供申し上げますが、様々な理由で義務教育を修了していない外国人を含めた県民を対象に、夜間中学、県立ふじのくに中学校を、令和5年4月に開校いたします。

また、留学生や外国人県民の地域でのリーダー的存在でありますコミュニティキーパーソンなどにふじのくに多言語情報発信サポーターとなっていただきまして、SNS等を活用して、同じ国籍の外国人県民の皆様に県政情報を発信していただくことで、外国人県民を支援する人材として活躍いただいております。今後社会参画の場として日常の地域活動や、地域防災での共助の担い手として活躍できるよう環境整備に注力していく必要があると考えております。

最後、施策7の働きやすい環境の整備ですが、外国人県民が生き生きと働くことができる社会、また経済活動と外国人労働者の適正雇用を両立する社会の実現を目指してまいります。

主な取り組みとしましては、外国人労働者の適正な雇用を促進する外国人労働者憲章の普及啓発のため他県とも連携して、憲章セミナーを開催しております。

また、施策2の取組みでもありますが、職場内でのコミュニケーションの円滑化のため、企業を対象としまして、優しい日本語研修を開催いたします。今後の施策の推進に向けて企業との連携強化により、職場内のコミュニケーションがより良く、差別や偏見のない企業文化を創出していただきますよう、働きかけを行ってまいります。

以上やや駆け足となりましたけども、県が目指す多文化共生社会実現に向けた取組みを御紹介申し上げました。それぞれの施行を進めるための取組みについて、皆様から御意見、御助言を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

(酒井)

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の方から多文化共生推進施策としまして、施策の1から7まで7つの項目を説明していただいたわけでございます。今日はこれについて、皆様の御意見を伺うという時間でございます。

特にどれについてという縛らないでいこうと思いますので、お気づきになった点を御発言いただければありがたいなと思います。いかがでございましょうか。はい、ラクスミさんお願いします。

(ラクスミ)

こんにちは。インドネシアのラクスミです。よろしくお願いします。

外国人の子どもの教育環境について聞きたいと思います。聞きたいというかもっと対応した方が良くないかなと思うのは、例えば外国人の保護者向けの対応が必要だと思えます。例えば自分の経験ですけれども、子どもは小学校に入るとき、色々なやることは何をやれば良いとか、何を準備した方が良いのか全然分からなかったです。日本語ができるから学校に聞くしかない。

そうじゃなくて、できれば学校から外国人の保護者に対して声をかけた方が良いです。そういう対応が必要じゃないかなと思いますけれども、例えば静大の留学生、インドネシアの留学生がいらっしゃるんですけども、彼はABPという奨学金で日本に来ました。彼はインドネシアに家族がいらっしゃるって、奥さんと2人の子どもがいます。これから家族は日本に来る予定ですけども、彼は日本語はちょっとだけ喋れる。2人の子どもたちはこれから小学校に入る予定です。なので、彼らは日本語が全く喋らないので、何という、外国人のための支援とか、学校からのグループか支援は声かけて欲しいなと思います。そういうのはあれば助かるんじゃないかと思えます。以上です。よろしくお願いします。

(酒井)

はい、ありがとうございました。

子供の教育のためには保護者への対応が必要であると。

特にこの場合は学校側から保護者に何らかのアプローチをすべきではないかという御意味ですね。

はいありがとうございます。

他にはどうぞ。

(田中)

浜松で外国にルーツを持つ子供たちへの支援をしております田中と申します。

今の御意見は地域によってずいぶん支援の差があるんだろうと思いつつも、入学前就学前にはどこの市町村でも多分入学する児童家庭に対して身体検査とか、そういう機会があると思いますので、そこでの来年度入る子供達への準備という直接的な声掛け、あるいは学校からの何らかの支援が具体的に示せるチャンスは必ずあると思います。

入ってからでもまた地域によって差があるとは思いますが、保護者を巻き込んでいくという体制は、就学後はかなり体制的にも静岡県はアップしつつあるとは思いますが。

私はこの施策5のところでは思ったのは、就学後のことは書かれているんですが、保護者を巻き込んでいくなれば、就学前についてもこの項目の中に入れていただきたいと思います。

一番保護者が家庭での環境作り、そして子供たちとこれから入っていくであろう、日本の学校だけでなくいいんですけれども、教育機関に繋げていく家庭環境作りに主に関わることになるので就学前から大切にということで、ぜひこの項目の中に重点を置いた就学前支援を入れ発信をしていただけたらと思っています。

(酒井)

ありがとうございました。

今の田中さんの御意見をちょっと私の方から確認したいんですけど、学校側からの保護者へのアプローチというのがチャンスはある、そういう機会がいくつあるだろうという話で、そのレベルが上がってるという話ですけど、それがちゃんと機能してるかどうかっていうのは何か御存知ですか。

(田中)

少なくとも来年度入る子供たちへのお知らせは必ず行くと思います。住んでい

るところの小学校で就学前検診をするのですが、全員がその身体検査というか、それに来るとは限りませんので、やはりその次の手も打っておかなければならないと思います。浜松の場合はやはりそれだけではなく、日本語に不安を持つ子供だけではなく、親に対しての準備期間ということで、1月から3ヶ月間、日本語の勉強をする、あるいは学校について話をするというような制度を持っておりますし、また手前味噌になりますけれども、うちの団体が保育園や幼稚園で困り感のあるところに行って準備を伝えていくとか、それから母語・継承語教室も持っておりますので、そこに来る親に対して直接的に日本語が話せなくても、子供たちに教育環境を作っていくことができるというような発信はしております。どこまでいっても教育委員会は主に就学後ですし、そのところはどれだけやっても、それに全員うまく反応するわけではないというのを承知の上で、そこをフォローしていく私達のような民間の手というのは、どこまでいっても必要だということは思います。

(酒井)

ありがとうございました。

就学前のそういったアプローチも当然必要であろうと、教育委員会では就学後の話になるので、その前にやらなくちゃいけないという御指摘と受け取りました。

ありがとうございます。

どうでしょう、今までの段階でもし事務局発言があれば。

(横地)

就学前ということで、今伺ってて全く気がつきませんでしたというのが本音のところですよ。

ありがとうございます。

やはりですね、外国籍の方はそもそもがその義務教育という縛りがないというところもあって、どうしても不就学の問題というのも出てきてしまうかと思えます。

県教育委員会の方は、希望する外国人の方は日本人と同様に無償で公立学校の方に受け入れるということをやっているんですが、やはり先ほど田中先生がおっしゃったように、就学前からの働きかけというのが欠けていれば、いくら門戸を広げていっても、使われないといえますか、不就学にも繋がってしまう恐れがあるということで、教育委員会だけではなくて、例えば今すぐにどこがこういったことができるのかっていうのが一つ思い付かないんですけれども、例えば保健師ですね、先ほどの身体検査でしたら、保険師の所管をして健康福祉部ですと

か、また市町が面になる場所も思いますが、そういったところですね、情報交換しながら、どこの市町でもあまり差がないような形になれるようにしていきたいなと今感じたところでございます。

以上でございます。

(酒井)

はい、ありがとうございます。

ラクスマさんが最初に指摘した保護者と学校とのコミュニケーションと申すか、その部分についてはいかがでしょう。

学校側からのアプローチがもっと必要ではないかというところですけど、私も聞いててどのぐらいその現状において行われているか、知識がないので分かりませんが、確かにそれは必要なんだろうなということを感じました。もし情報があれば。

(横地)

申し訳ありません。学校からの保護者へのというところで、ちょっと今私知識を持ち合わせていないんですけれども、はい。

お子さんに直接やるわけではないもんですから、やはりまず第一は保護者の方に当然なると申しますので、こちらの方もちょっとどのようにやっているのか、確認したいと思います。

以上です。

(酒井)

はい、ありがとうございました。

それでは、今のことを含めても結構ですし、別の視点からでも結構でございます。御意見ありましたらお願いいたします。

時間はたっぷりでございますので、はい、お願いいたします。

(坂本)

常葉大学の坂本です。

施策の7の丸の二つ目なんですけれども、民間企業などへのやさしい日本語の普及の啓発というところで、先ほどのお話では、各所に行って、そこで研修などを行っていらっしゃるということなんですけど、これは非常に意味があることだと思います。その現場でニーズに合わせて深く研修を行えるという意味で、とてもいいことだと思うんですけれども、より広く普及させるためには、オンラインを活用されてはどうかと思います。と言いますのも、たまたま私は今浜松市内

の小中学校を回って、やさしい日本語の研修会を行わせていただいているんですが、その1校1校の先生方に話を聞いていただいて、意識の涵養をしていただくという点では非常に役立っているかなと思うんですけども、どうしても地道な作業でして、もう少し広くコロナ禍でオンラインもかなり普及していますので、広く広げていくためにはこのオンラインによる研修会というものがあってもいいのかなと思いました。

これ以降また感染後の状況も悪化していますが、こういう啓発をストップさせないという意味においても、オンラインの活用があればいいのかなと思います。以上です。

(酒井)

ありがとうございました。
この件に関していかがでしょうか。

(吉永)

ありがとうございます。
おっしゃる通り、やっぱりオンラインの意味っていうのは感染防止っていう面もありますし、わざわざそこに出向かなくても、時間の限られた中で広く参加できるっていうそういう効果もありますので、我々もそういった点をもう少し広くですね活用いたしまして、より多くの方達に知っていただく意義というものをですね理解いただくっていう取組みというのは本当に必要だと思うので、オンライン活用っていうのを少しちょっと取り入れていくようにしたいと思いません。ありがとうございます。

(酒井)

ありがとうございます。やさしい日本のことがいつもこの会ではテーマになりますね。自分も何年かこれに関わってる中でいきますと、一つの重要な要素なんだろうなと思うところでございますので、今のそのオンラインでの普及を図るというのは、非常に重要なことではないかなと思っております。
いかがでしょうか、現状のこのやさしい日本語普及の仕方について、皆さんの方で、こうした方がとか、今オンラインの提案がございましたけども、他にもこういうことやって欲しいとかこういうやり方はどうかといったようなお考えがありましたら、御発言いただきたいと思っておりますけどいかがでしょうか。
発言をしたい雰囲気を感じました、佐伯先生いかがでしょうか。

(佐伯)

やさしい日本語ですよ。

やはり具体的なイメージがわからないと思いますね。オンラインで視聴できるコンテンツというところでもうちょっとアクセスできるというのが、ちょっとまだイメージできない人が多いような気がしますので、なんかそれこそやっぱりオンライン動画も含めて、具体的なイメージができるものは今職場にしても医療現場にしても、例えば難しい病院の状況でどういうふうにやったらやさしい日本語が使えるのかっていうところも、あまりイメージがつかないので、やっぱり具体的なイメージがつくコンテンツが多ければ多いほどいいのかなというふうに思ってます。

(酒井)

今発言していただいて思ったんですけど、今最近はやっぱいろんな情報を共有するときに、あのオンラインもあれなんですけどeラーニングは結構広がってますよね。やさしい日本語用のeラーニングってあります？

(吉永)

今はないですね。

(酒井)

静岡県が作ると全国で最初になりますね。

我々も企業の中でいろんなことを、社員で共有するときに、今やっぱり十分ではないですけど、eラーニングの方法ってのは広げるためにはすごく良い素材です。

もしなんなら静岡県版作られてもいいのかもしれないですけどね。

これから年度で始まる場所ですんでね。

そんなこともあるかな。今のオンラインをご提案いただいて、なんとなく感じたゴールでございます。

他にいかがでございましょうか。

(佐伯)

学生たちにはeラーニングでもクイズとかがあると、すごく学生とか参加率上がりますので、3択でこれやさしい日本語だとどうなりますかみたいなことを答えてみようっていう人が増えるような気がいたしました。

(酒井)

ありがとうございます。

ぜひ先生にも参画していただいて作っていただければと思いますけども。

他にいかがでございましょうか。

ラクスマさん、土屋さんどうです。やさしい日本語ってこれだけ片方で言われながらも、なかなか広がらないというイメージがあるんですけども、この状況で何か御意見ありますか。

(土屋)

こんにちは土屋です。

今、県立大学多文化を作って、やさしい日本語で書かれて綺麗になってます。

普通の外国人に言った、みんな理解できます。

ただ日本語ができない、読めない書けない外国人がいますので、やさしい日本語の下にローマ字をつけてくれたらいいかな。

(酒井)

やさしい日本語にローマ字をつけるんですね。

(土屋)

市役所に行ったときに普通の手続き、住民票を取りたいとか、住所変更したいとか、市役所に行ったら全部漢字だったんですよね。やっぱり漢字ばかりでした。基本的な住民票とかマイナンバーとか、まだ今日本語ばかりです。もしできればローマ字とか英語であれば、自分で一人で簡単にできます。

もう普通の言葉で、ローマ字で書けば、非常に大事だと思いますけどね。

住民票とかやさしい日本語できないですよ。

だから英語で翻訳すればいいですね。

一般的に日本では、静岡では外国人ですごく幸せな生活です。Living harmonious、英語で。

ただその中に1つだけ問題があります。今のインドネシアの問題は、学校。私も学校の相談員でした。20年間。フィリピン人の相談員でしたから、たまたまインドネシア人が多くなって問題になっている。インドネシア人も入れたらどうでしょうか。私はもうおばあちゃんですから、若い相談員をよろしく願います。教育現場で。

(酒井)

ありがとうございました。やさしい日本語とはいえ、ローマ字がついてると分かりやすいと。あるいはやさしい日本語でなくても、住民票であったりとかそういったものについては、ローマ字がついてる、あるいは英語の表記があると便利

であるということですね。
言われてみれば本当その通りですよ。
それは全部市町の対応になってくるんですか？

（横地）

そうですね。住民票とかこういった窓口、市町の窓口の業務になるとそのようになると思います。ただですね、先ほどのやさしい日本語ですけども、県の職員向けだけではなくて、市町ですね、職員も多く参加しているので、それとこちらに書かせていただきましたが、やさしい日本語に取り組む市町が今 35 市町ある中で 30 市町の県内では取り組んでいると、ちょっとそれが全て住民票の窓口とかそういったところに採用されてるかっていうところはあるんですけども、徐々にそのやさしい日本語の重要性っていうのも市町に理解が広まっていると考えております。はい。

（酒井）

ぜひですね、市町でも多文化共生のこういう会議持ってると思いますね。そういうとこと情報交換していただいて、こういう意見が出たからこれやりましょってやつを県がイニシアチブとして、広げていただくっていう手もあろうかと思います。きっと窓口は市町になるんで、市町がついて来てくれないと、なかなか実現できないかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと。

（横地）

良いことは全県に広めていきたいと思いますので、頑張っていきたいと思ひます。

（酒井）

よろしくお願ひします。
その件につきましてでも結構ですし、新たな切り口でも結構でございます。御意見ございましたらよろしくお願ひします。
はい、齊藤さんお願ひします。

（齊藤）

教育に関する考え方って現場が分かっていないので言ひませんが、先日、やさしい日本語の出版で、一面広告で何か出てて、その出版した方の御家族のおばあちゃんが田舎に住んでて、外人さんに英語とか覚えなくても、そのやさしい日

本語でやれるっていうのが広告として出てたんですけど、そういうのって坂本先生が絡むんですかね。

(坂本)

その出版には絡んでおりません。きっと著名な庵先生という第一人者の方がいらっしゃるんで、その先生でしょうか。

(齊藤)

いやちょっとそこまでは。やさしい日本語だけでおばあちゃんが外人と話ができるっていうイメージだけポンと入ってるもんですから、そういう本がバックアップがあるのかもしれませんが全面広告で出ましたので。

(坂本)

かなりやさしい日本語関係の書籍が増えてきています。県の調査だと思うんですけど、6割の外国人がやさしい日本語なら理解できるというような結果が出ていたと思います。

でも先ほど土屋さんがおっしゃったように、やさしい日本語が理解できるのは日本語の初級修了者なので、そこまで至っていない外国人の方にとっては、やさしい日本語もわからないというような状況ですので、おっしゃった通りそこにローマ字を表記するであるとか、または多くの外国籍の方がいる場合はその言語を添えるとか、そういうことは必要かなと思います。

(齊藤)

そうずっと、おばあちゃんはやさしい日本語に基づいて会話してるけど、聞く側は若干やっぱり日本語の知識がないと難しいっていうことですかね。

(坂本)

そうですね。やさしい日本語は初級レベルが終わった人は理解できる。初級の前半と初級修了の間ぐらいに設定されてますので、それぐらいの日本語力がないとどうしても理解できないところはあります。そうは言っても、英語が理解できる静岡県内の外国人は県の調査では20%台ってことだったので、よほどやさしい日本語の方が理解できるんですけども、まだまだ一定の日本語力は必要だということが言えるかなと思います。

(酒井)

ありがとうございます。

一方であれですよ、やさしい日本語で全て片付くかっていうとそうではないってのが以前田中さんがおっしゃっていただいた、そのやさしい日本語やっても、教育の現場になってくるとそれでいかないんで、それだけじゃだめなんだって発言を以前に聞いてなるほどと思ったことがあるんですけど、そのへんどうでしょう。なんとなく雰囲気、やさしい日本語を広めようかっていうことに行きつつあるような気がしてるんですけど。

田中さん専門の立場から。

(田中)

専門ではございませんが、子どもに教育をつけていく、日本の学校で教育を続けていくって教育の中身は、やはりきちんとした日本語を学ぶべきです。

ただ、教育をつけるための説明をし、分かりやすく先生が理解させていくには、その子の日本語力に合ったやさしい日本語で、それを活用しながら先生が教えていく必要はあると思います。学校に行っている子ですので、成長していく、日本語力もアップしていく、アップさせなければならぬって環境作りも必要ですので、子どもと大人は、やっぱり少し違うというふうに考えた方がいいと思います。

子どもの家庭では日本語と母語が混在しているかもしれません。日本語があまりわからない保護者は学校との話を繋げるために、翻訳で今まで通してきた時期もありますけれども、今は多国籍になってきてますので、それを全部翻訳していくことの難しさ、それから長く日本に住んでいる人たち、あるいは世代交代で子どもだった子が大人になって親になっていく、そういう人たちの母語の力も落ちているので、もし、母語への翻訳だとしたら、そこもやさしい母語でというのが必要になってくるって話を前回したかと思うんですけども。

かなり伝えていくツールについては、多様化しているという風に思っています。大人は今わからなければならないことということに関しては、やさしい日本語で伝えていく必要性は絶対あると思います。最近の子どもたちや若い人たちが、自動翻訳を活用しているのをみかけますが、それが100%正しいとは限らないと思うんですけども、教育現場で使われることばを適切なやさしい日本語で自動翻訳していく力というか、教育現場専門のITの知識者というか、そういう人を育てていくことも、今の多文化共生社会の中では足りないシーンではないかなあという風に思う場面もちょっと垣間見てきたような気がします。

(酒井)

ありがとうございました。子どもにとっても、色んな段階で主要なレベル感ってのは違うんだってのはそれはおっしゃるところだと思いますよね。

片方で正社員としての雇用に向けてなんて今回もう一つ入っておりますので、そういうことも考えると、言葉の問題っていうのは、すごいレベルでそれぞれ用意しないといけないってのは大変だなと思うところです。

あ、どうぞ。

(佐伯)

浜松市の外国人子供支援協議会だったんですけれども、その中でハローワークの方の御発言だったんですが、やはり日本語力これがもう本当に採用現場では、決定的に重要であって、やさしい日本語の重要性が間違いない一方で、やはり先ほど御発言にあったように、正社員であったりとか、キャリアという意味では、これはハローワークの方の御発言ですけど、やはり極めて重要なところであったこともまた事実なんだろうと思います。

その上で、今回の施策5の二つ目ですよね。正社員採用が出だしたけれども、ならなかったというところで、その理由もあたりがちょっとお聞きできると、もちろん日本語能力であったりそれ以外の要素もあったと思うんですけれども、もしお伺いできたら幸いです。

(酒井)

今の件について、いいですか事務局。

(緒方)

施策5の二つ目の丸、ブラジル人学校高等部に通う生徒の正規雇用に向けた事業を、一昨年の令和2年度から進めておりますが、なかなか思うように進んでおりません。その理由として我々が今考えておりますのは、やはり保護者の意識がなかなか変わっていかないというところになろうかと思っております。

事業を進めていく中で、お子さんがある程度正規雇用という風に目が向いていた場合でも、親御さんの方からそんなに時間をかけるんじゃなくて、自分、自分というのは親御さんと同じような派遣、非正規の働き方をしてくれれば、すぐにある程度まとまった賃金が入ってくると、そういったところがどうしてもネックになってるかなと思っております。

そういったところがございましたので、我々は子どもだけではなくて、やはり親御さんの意識を変えることも必要なんだろうということで、昨今、保護者も、この事業の対象として親の意識を何とか変えていきたいという施策の組立て方を工夫しているところではございます。それが一点目ですね。

もう一点目なんですけど、令和2年度からこの事業をスタートしたと御説明しましたが、事業をスタートした当初は、高等部に通う3年生を対象としておりました。

た。事業を進めていく中で、やはり3年生からということであると、日本語能力、就職正規雇用に関わる日本語能力を身につけてもらうことは、少し難しいというところが分かっておりましたので、今年度はその学年をですね、高校1年生、2年生というところでだんだんと下げてきてはいるんですけども、やはりなかなか民間企業様が正規雇用として雇うだけの日本語能力を身につけるところから、高校1年生、2年生でも少し難しいのかなと感じているところではございます。

もし委員の皆様から何かいいお知恵をいただけるようでしたら、この事業をですね、より良くしていくために、何かお知恵をいただければと考えているところではございます。

以上です。

(酒井)

はい、ありがとうございます。先ほど事務局の方から言っていたその現金収入の話ですね。

お父ちゃんとお母ちゃんと、息子1人いて、非正規だけど、あのパートやって20万円現金収入があると、60万の給料が入ると、これ何の問題があるんだっていう、そりゃそうですよねと思ったりする事も多々あるわけですね。

そういう中で、正規雇用という切り口でやるだけでは、ちょっと全体はカバーできないのかなという気もしております、解決策はなかなか見当たらないんですけども。現実的にどうなんでしょう非正規、ごめんなさい、正規雇用に迎えたいという人たちというのはどのぐらいいらっしゃるのかってどっかで掴んでますか？

あるいはすいません、関係されてる方、肌感覚で自分の周辺見ると、いや、採用してもらえらんだから本採用で、正規採用で働きたいっていう人が多いんだよっていうのか。

はい、事務局どうぞ。

(横地)

今年この事業をやるにあたって、ブラジル人学校のその事業をやっているところの保護者にですね、アンケートをしました。その中に設問の中に、子供にはどういった仕事に就いてほしいですかという設問はありまして、もうほとんど半分以上の保護者の方は、子供の希望に任せるっていうのがあるんですね。60%くらいはそういう回答。それでもですね、この次に多いのが正規雇用で働いて欲しいということ。大体30から40%くらいそういう希望を持っています。

ですので、基本的には子供の希望に任せるんですが、やはり保護者としては、保

護者の方も正規雇用の方が、あの長い目で見ればということはおそらく理解しているのではないかなとちょっとこれを見て思ったんですが、そういう希望を持っているかと思われま

す。

(酒井)

ありがとうございます。そういうデータが出てくると非常に腑に落ちる部分が多々ある訳ですよ。

そうするとやっぱり正規雇用という方向での語学の教育というのがどうしても必要になってくるということになってくるわけですよ。それだけの3割・4割の方がそう思っていらっしゃるとするとですね。

そんな気がしますけども、民間企業の立場でどうでしょうか。沼津の商工会議所から御参加の田島さんよろしくお願

(田島)

商工会議所ですけど、明電舎の沼津事業所で4月から務めさせていただいて、明電舎は沼津に工場の現場があっ

て、実際やっぱり雇用っていうことを考えると日本語ですよ、コミュニケーションっていうのはこの沼津の事業所内で働くっていうのを前提とすると、やっぱり日本語のレベルっていうのは、ちょっとある程度重視せざるを得ないと思

(酒井)

はい、ありがとうございました。

それでは、外国人労働者の多い浜松エリアで齊藤さんいかがでしょうか。

(齊藤)

今お話を聞いてきて、正規雇用の良さっていうか、長い目で見てメリットがあるっていうのを、いわゆる高校生に理解してもらわないと、そこで正規雇用の方がいいよって言っても理解ができてないんじゃないかと思うんですよ。

この前テレビでやってるのは、やっぱりそういうことは理解してる外国の年配の方は子どもたちに正規になるとこうなるよというふうに、給与体系が上がっ

ていくとか、年金の問題とか賞与とか退職金とかそういうものがあるよということの説明をしながら、子どもたちが日本語を覚えて正社員になるようにしないと、非正規のままだとメリットないよというようなお話をしてるのを見てきて、やっぱりみんなは正社員になってもらいたいという、そういうことですので、まず子ども達に正社員っていうものが理解できるようなことを教えていかないと、ただ正社員になる方がいいよと言われても、何がいいのか分からないんじゃない。

日本人になったら賞与とか、退職金とかね、健康保険とかそういうメリットとかね。なかなか分からないと思いますので、そういう指導する外国の方のお話があって子どもたちにも日本語を教えたいっていう話は分かっててやっていますんで、行政側もある程度そこを理解した中で、こういう設定をしていかないと、そこらで座って聞いてても腑に落ちない、そんな気がして聞いていたんですけど。全然話飛びますけど、やっぱり夜間中学は非常に意義があるのかなというんですけど。うまく成功するようにしていただければと思っています。

夜来てね、一生懸命勉強して、やっぱり正社員になるためにね、中学を出て、出れば日本語も少しぐらい話せるようになると思いますので、そういう意味も子ども達に教えて、夜間中学を出なさいという風にできればいいなという風に思っています。

それと、前の資料で、普通の義務教育と一緒に、授業料とかそういうのは全面的に無料なんですかね。

(酒井)

夜間中学の話ですか。夜間中学どうしましょう。最後の方でまとめてコーナーがあるんですよ。

でもせっかくお話が出ましたんで、今の部分を事務局の方から。

(緒方)

基本的には無料ということでございます。

(酒井)

今齊藤さんおっしゃっていた、正規雇用って言いながら、正規雇用の良さってのはどこなのかっていうかよく分からないとおっしゃる通りですけど、現在外国人学校での日本語教育やってるときに、その辺の要素っていうのはどうなんでしょうか。

はい、事務局お願いします。

(吉永)

はい。ありがとうございます。

外国人学校といいましても、ブラジル人学校を対象に進めております。実は私どもの課に国際交流員でブラジル人がおります。ポルトガル語でもってですね、学校の校長先生にまず理解をしていただき、それで先ほど申し上げた保護者の方に取組みの重要性を理解していただくために、集まってくださいっていう風なことで、呼びかけはしてるんですけど、正直学校によって集まりが悪い。あとはブラジルスタイルって言われるんですけども、時間になっても全然集まらないってようなところがなかなか課題として抱えております。その中で今ご指摘いただきました、正規雇用ってどういうところがいいんだっていう点につきましては、御紹介がちょっと不足してましたが、私どもの方でブラジル人がデータをちゃんと取りまして、非正規だとずっと将来的に給料があまり上がっていかない、正規雇用だと若干制度的に上がっていくことで将来的に見ると少し収入も安定してきて、あと福利厚生ですとかそういった面も充実してまずよっていうことを説明し、あと実際に正規雇用で働いているブラジル人の方に、ビデオを作りまして登場していただいて、私はこういう会社で今、正規職員として働いてるけども、やっぱり正規雇用として働けてよかったってことを紹介いただくような形で仕掛けを作って、しっかりとした分析は取っていないんですけども、それが17歳、15歳、16歳の子たちにですね、ちゃんと響いているかどうかというところについては、なかなかちょっとまだ課題があるのかなというふうに思っております、その辺のところは、もう少し我々のそのプレゼンカって言いますか、そういったところをもう少し工夫していかないと、せっかくそういう風な紹介をしたとしてもやっぱり心に響くような紹介の仕方はやっぱり、工夫しないと通り一遍で説明するだけではなかなか理解いただけないのかなというところの取組みの状況でございます。

以上です。

(酒井)

ありがとうございます。それに対応していただけると非常に心強く感じました。最後におっしゃったどう伝わっているかと言うかというのはね、確かに十分かどうかというのは検証しながらやっていただきたいなと思ったところです。

他にございますか。

はい。

(植田)

植田でございます。私10年ほど前、ブラジルのサンパウロに出向しましてです

ね、領事として3年間日系人のビザを出してきたので、特にブラジル人の事情についてよく存じ上げておりました、やはり再三話題になっていましたけど、やっぱり保護者へのアプローチもすごく大事で、今日本に来ている日系人の方々のいわゆる教育環境というのがそれぞれ様々な状況がありましてですね、やはりその教育に対しての概念であるとか価値観っていうのも様々となっていて、そのところを理解した上で働きかけていかないとですね、なかなか響くものにもならないのかなとそういう風に実は考えているところでございます。以前静岡でございませぬが、他県のいわゆるブラジル人学校にうちの職員を派遣して、いわゆる入管の手續講座が開かれたときにもですね、やはりそういうときには将来こんなことをしたいんだとか、あるいはパイロットになりたいんだとか、普通の高校生らしいような夢を語る子もいてですね、そこに対する正しいアプローチというか、しっかりした可能性を示してあげるような、もちろん入管なんかも積極的にあちこちに出張ってですね、お話ししてるんですが、親がそれを大学進学等を含めたですね、いわゆる教育の促進を含めた、何かそういうアプローチが必要なのかなとは常々思っているところでございます。

(酒井)

ありがとうございます。貴重な体験、御紹介いただきましてありがとうございます。

他にいかがでございましょうか。

はい、お願いします。

(佐伯)

質問にも近いですが、今ブラジル人学校の話があったと思うのですが、定時制高校にもかなり外国ルーツの学生が増えていて、浜松では大平台とかで2・3割、磐田南でも37.1%というような感じで、やはりとにかく卒業することが目標で、就職のことまでまだまだ考える余裕がないっていうケースは非常に多くてですね、先生方は教頭の方々も非常にキャリアのところはすごく悩まれているところがありまして、この外国人学校もそうなんです、3割、5割というような多数を占めるようになってきて、定時制高校の高校生に対する支援というのが必要なのかなという気がいたしまして、今後そういった対象を外国人学校から定時制の方へも広げるっていうのも検討しても良いのではないかなという気がしました。

(酒井)

はい、ありがとうございます。

今、定時制の高校、夜間中学の話が出てましたけど、一般の定時制高校をそこで外国人とか、子どもさんたちが大きく増えるという中でございますけど、そこに対する対応っていうのはちょっと私には考えています。

いかがでしょうか。

(横地)

はい。

定時制高校については、全ての高校ではないんですけども、県の国際交流協会がですね、私達がやっているようなこういった未来応援事業的な日本語教育ですとか、キャリア教育、そうしたことをやっているところです。全てできれば本当はいいんですけども、今私立高校1校と県立高校1校の2校でやっているところです。

以上です。

(酒井)

ありがとうございます。

(坂本)

今お話を伺っていて、正規社員の優位性であるとか、それから定時制高校でもってというお話も伺っていて、共感するところばかりだったんですけども、1ヶ月ほど前に浜松市教育委員会の主催の進路について語る会というものがありました。そこに出席して、本学の学生がフィリピンにルーツのある大学生が、その出席者の登壇者の1人として出ました。

またこちらの審議会で紹介された、就職をして活躍なさっている外国人の方々をまとめた冊子にも登場していた外国籍の方のお一人をお呼びしまして、その人にも登壇していただいて、お話をしてくださったんですが、会場には100人ぐらいの子どもさんと小・中・高までいたかどうか分からないんですけども、子どもさんと保護者の方がいらっしゃってまして、中学校から高校に入るまでにいくらぐらいのお金が必要で、そしてこのような勉強をすることでこういうところに入るチャンスがあつてとか、それから高校から大学に入るのはこのようなお金が要って、このような手続きを経るんだよっていうようなお話もされてきました。就職を考えた方については、どのような経緯を経て就職まで至ったのかっていうお話をされていたんですね。

そこでは、5ヶ国語ぐらいにテーブルごとに通訳の方を配置して、そこでやさしい日本語+外国語で各国語で説明をするってことをされていたんですが、その子どもたちも特に保護者の方に分かっていたかどうかの重要性というのが先ほ

どから挙がっていますけれども、保護者の方も初めて聞くことばかりで、こうやって将来を見据えた必要なことであるとか、それから道筋のことであるとかっていうのをロールモデルの方から聞くことができ非常に良かったっていうことをおっしゃっていました。

それと今回のことを繋げますと、高校生に対して教育するというのも必要なんですけど、もう少し早い段階から、中学生であるとか、もしかすると小学生であるところから何回かこういう形でこういうような会があるといいのかなということと、さっきのオンラインの話にも繋がるんですけど、ピンポイントでどこかに行ってやるっていうと、どうしても限られてしまうので、外国人学校やそれから先ほどおっしゃった定時制高校、外国籍の人が多い高校に働きかけをして、あるときに、オンラインで一斉に保護者の方が集まるような場があれば特にそのような形でやってもいくのも一つの手かなと考えました。

(酒井)

ありがとうございます。今議論してるやつは全部入ってた感じですね。今のお話を考えますとこれまでに。これを今のは県の事業としては関係なしですか、あくまでも浜松の話。やっぱり浜松は切実というか、そういうものがあるんですかね。どうぞ。

(緒方)

はい。

先ほど横地理事の方から説明がありました、定時制に関しての話なんですけども、先ほど県の国際交流協会というご説明をいたしました。あと知事部局ではないんですけれども、教育委員会の高校教育課におきまして、外国人生徒未来サポート事業というものも、県としても行っているところでございまして、こちらの対象校としては、定時制も含めて東・中・西の全日制合わせまして、27校ですね。外国人生徒の規模にいたしまして200人ぐらいを対象とした外国人未来サポート事業というものを行っておりまして、キャリアコンサルティングであるとか、日本語教育、そういったものを併せて実施をしているところでございます。補足でございました。

(酒井)

ありがとうございます。今日皆さんの御意見伺うと言葉の問題から入ったわけなんですけども、その後に正規雇用の話に。いろいろ話してみると先ほどの坂本先生がご紹介いただいたような、そういうミーティングというのに、何か内容を全部入ってるなということで、それを例えばオンラインなんかでやってくと、結構良

い広がりになってくるのではないかなという感想を私は持ったんですけども、事務局いかがでしょうか。

(横地)

はい、ありがとうございます。

ロールモデルの方が保護者に働きかけることによって、より保護者の方が具体的にそれとお金のお話を、こういうときにいくらかかるんだよというところも非常に具体的なイメージがつきやすくて、いいのかなと今聞いていて思いました。それとやはり坂本先生おっしゃったように、もっと早い時期からということですが、私達も今高校生に働きかけをしているんですけども、やはり早い時期からというものの必要性というのは非常に感じているところです。ぜひ来年度、今年度はもうすでに始まっているところですけども、取り入れることができる部分は取り入れさせていただきまして、来年度の事業のことを言うのも何ですけども、来年この事業をやることになりましたら、改善をしていきたいと、今思いました。

どうもありがとうございます。

(酒井)

ぜひ御検討いただければ。

御意見伺う時間これ15分ぐらいになってまいりますので、御発言されてない方で、一言高畑先生お願いします。

(高畑)

県立大学の高畑です。お願いします。またちょっと違う視点からということで、施策の6についてお伺いしたいと思います。社会参画の促進についてです。この取組みの三つ目、タウンミーティングというのがあるんですけど、タウンミーティングというのは既に実施されているのか、今年度計画なのかという点。また、それは何を目的に行われるかっていうので教えてください。お願いします。

(酒井)

じゃあ事務局の方からお願いいたします。

(横地)

はい。

タウンミーティングですけども、県の制度としてですね、県の幹部職員が、県民の方々から意見を伺うという制度がございます。で、多文化共生課につきまし

ては、昨年度ですね、現在進んでおりますこの基本計画の策定というのにあたりまして、外国人県民の方から御意見を伺ったということでございます。今年度につきましても、引き続きですね、計画は既に出来てしまいましたが、また多文化の施策について広く意見を伺っていきたいと考えております。以上です。

（高畑）

はい。わかりました。
これは対面だけですか。オンラインでも。

（横地）

昨年度はオンラインで行いました。
ですので、今年もオンラインでおそらく行うことになると思います。

（高畑）

ありがとうございました。オンライン合わせて、こういった機会増やしていただければと思います。というのは、色々な外国人住民向けのアンケートとかあると思うんですが、全員に来るわけではないですし、またある程度書いて答えるというのが難しい人もいっぱいいると思うんですね。話せるけど書けないという人もいますので、そういった方々の意見をすくい取っていただければと思います。以上です。

（酒井）

高畑先生のお話で思い出したんですけども、この場合、事務局と話していた中で、事務局としても、その留学生の御意見を聞きたいんだって話が出ましてですね、県立大学に頼めばいいじゃんって話になったんですけども、ぜひまたそういう機会があらうかと思imasのでよろしくお願ひしたいと思imas。

（高畑）

分かりました。

（酒井）

それではですね、榊原さんいかがでしょうか。

（榊原）

皆さん色々な分野で素晴らしい委員ですね。私はですね、自治会ってのはもともと

とそこに住んでる方が自発的に作った組織であって、それがですね今現在静岡で全部にあるわけですけど、なかなか今日本人でさえも、その自治会に加盟してくれないんですね。

外国から来てる方もですね、私は沼津市なんですけど、沼津市でも外国の方がいっぱいいますし、私自治体に関わって、50いくつで30何年間自治会でボランティアの仕事してますけど、外国の方でも祭なんてやっていると、神輿担いじやって担がせてくださいよって来るんですよ。すごく取り組んできていただいて、そこから一つの神輿を担いだ中から、また一杯飲もうよとかそういうのが生まれてくるし、ゴミの清掃作業に参加してくれたり、そういうのが過去にあったんですが、最近はなかなかそれがですね、難しくなってきた、受入れが我々もそうなんですが、やはりちょっと自治会に入るのも少し拒絶してるのかなっていう風な、あまり自治体ってそんなに難しいことではないですので、一つの決め事を作って、それでみんなで守ろうとか、そういうものを主にやってるわけで、一つの例としてもゴミの出し方とか、そういうのもちゃんと当番でその組の皆さんが順番で立ってゴミの整理してるんだけど、外国の中でもやっぱり私の沼津市で住んでる方で、そこに入ってきてくれる方いるんですね。

それで子供さんがやっぱり学校へに行って、私が見守り等でお話をしたりするとすごく人懐っこくて、そうしますと自治会にその親御さんが来てお手伝いをして参加してくれるんだけど、なかなか今、日本の方もやはり家の前に表札出さないなんてところが多いし、気になっているというところは、誰がどこに住んでるか分からないんですよ。そういうことも私はどっちかつうとなかなか個人情報とかいろいろあるんだけど、外国の方だってあそこのマンションに住んでるよっていう風に教えてくれれば、うちの方の自治会そこだから責任持って自治会長さん行って、いろんな面でお話できて、出てきてくれる方がいると思うんだけど、今なかなかその辺も少し令和2年・3年がコロナ禍の中で、なかなか地域のイベントとかそういうのもできない状況になりますね。

これ全部施策これ全部にかかるとなかなか難しいんだけど、この施策の3の危機管理の強化でこの災害が来たときの、日本人外国の方もみんな一緒に避難したり、また災害の訓練をしたりできるんじゃないかと思うんですけど、それはこの辺の事はなかなか難しい。

西部の役員さんと西部の方でやっぱり外国の方が多くて、いろんな外国人の皆さんだけで一つの自治会を作ったりしてるとこもあってきてまして、そういう風になってくれるといいなと思うんですけど。

沼津の場合はちょっと外国人の方もちょっと少ないかな、中部・西部ってのは多いんだけど、それでいつも外国人も一緒に地域の日本人と一緒に、一つの町おこしができるばいいかなとそんな風に思っています。

それで話がちょっと皆様とちょっと違うかもしれませんが、そんなことを感じております。

（酒井）

ありがとうございます。やっぱりゴミ出し一つにしても、地域にとって共通の大事な話ですよ。

だからそれが何て言うんでしょう、自治会活動で処理できるのか、きっかけとしての地域のお祭りなんていうのは本当はそういうためにあるような気がしますんで、コロナでお祭りはできませんけど、私個人的にはいくつの祭りかかっているもんですから祭りのパワーすごいねと思ってます。

地域のコミュニティのコミュニケーションのためにもとても大事なもんだと思いますんで、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

（榊原）

今ね、やっぱり言葉の通じないもんで、ゴミを出すときも、ちゃんとした日に出せばいいんだけど違うものを出された時、またそこで役員に怒られたりすると、今度は夜時間外に出したりする、そういうのも色々あるんですね。

だからもう一つ今皆さん言ってる言葉がうまく自治体の役員も今だいたい70歳以上ですから難しいですね。

そんなことを感じてます。よろしくお願いします。

（酒井）

ありがとうございました。

それでは最後に副会長をお願いしております鈴木先生、オンラインであれですけどまとめていただきながら、御意見をいただければと思います。

（鈴木）

今日は、そちらに伺うことができず、オンラインでの参加ということで申し訳ありません。ここ数年間この審議会に関わらせていただいて、7つの柱を立てて、これから実践していく期間ということで、定められた施策をですね、丁寧に確実に実践をしていただけるとありがたいなという印象を持っています。これまでもこの審議会に参加させていただいて、お話をさせていただいてきたんですけども、多くの外国人の県民の方は、その多くが子どもの親である。子どもの親がやっぱり安定をしていると、子どもも安定していくし、安定して育った子どもたちはした安定した外国人県民になっていくという風に考えると、そうした意味からも、早い段階でのアプローチってのはとても大切だということ

をお話を伺いながら感じていました。冒頭ですね、入学前のアナウンスということでお話がありました。外国籍の方に関わらずですね、私は現在小学校ですが、入学前のアナウンスは大変必要なことだし、大事なことだと思っています。就学予定者については、市町が把握をしているものですから、やはり話にもあったように、市町へのアナウンスってのは必要になってくるんじゃないかなという風に思っています。

こども園から小学校だけではなくて、小学校、中学校、高校、こういったところの接続がとても大切になってくるんじゃないかなという風に思います。現状ですね、外国籍のお子さんの入学についてのアプローチについては、十分ではないところもあろうかと思えます。

ただ、地域のこども園だとか、保育園とかから上がってくる、もしくは兄弟関係があるとか、そういった関係になれば学校としても動くことができます。

なので、入学予定のお話があったときに、やはり学校に、保護者の皆さんに、学校に連絡をするようにというアプローチをぜひ市町に行っていただけあればありがたいなと思っています。

最後になりますけども、学校、特にですね小学校では、あのやさしい日本語っていうのが、ずいぶん今日も話題になったんですけども、かなり丁寧に子どもたちにはアプローチをしています。

ですので、日常生活で身に付いていく、いわゆる生活用語ですね、生活用語については、学校生活でずいぶん身につけていくんじゃないかなと思います。ただ、ある段階に来ると、この日常用語は学習用語に変わってくる。

そういったところで習得状況によっては、段差ができてしまうということもあります。

そういったことを防いでいくためには、やはり人的それから物的、あと環境整備等にぜひ県として力を入れていただけるとありがたいなと思っています。

子どもたちが将来にわたって活躍できるよう、それから社会に出ていくために必要な言語を獲得していく、そういった意味でもお力いただければありがたいと思います。

そのようなことを思いながらお話を伺いました。

酒井会長ありがとうございます。

(酒井)

どうもありがとうございました。適格にまとめていただきまして、鈴木先生最後にとっついてよかったなと思ってるところです。ありがとうございました。

私の方から最後をお願いでございますけども、私も県の総合計画に関わってまして、今やり方とすると、そのアウトカムの指標、要するに成果をどういうチェ

ックしてこうかというのが一番大事になってきております。

この会ではどちらかという意見と言う会ではありますけども、その成果についてもちゃんと具体的に示していただいて、この会でチェックして、足りないところをどういう風にもっと増やしてこうかというような議論をしていただくやり方もあるのかなと思っております。新しい計画のこれから進捗チェックという状況が出てまいりますので、ぜひそういう手法も取り入れていただければなと思うところでございます。

本日は議論ありがとうございました。本日の議事はこれで終了しまして、この後事務局の方から情報提供がございまして、この後事務局の方からよろしくお願いいたします。

(吉永)

酒井会長ありがとうございました。

続いての今ございました情報提供でございまして、お配りしております資料の5でございまして。ウクライナからの避難者への支援の状況について、ここでせつかくの機会ですので取組み状況を御紹介したいと思います。

御承知のとおり、戦況がなかなか先が見えないという中で、県内でもですね、多くの避難者が静岡県に避難しております。

県ではですね、そういった方々にどんなことにお困りであるかとかですね、ニーズをしっかりと把握しながら必要な支援を行っているところでございます。

今、この資料の2番でございまして、今現在ですけども、8月1日時点になりますけども、本県で避難されている方、30の方がいらっしゃいます。

それぞれご兄弟が、静岡県に嫁いでいるとかですね、そういった親戚ですとか、知人宅を頼って避難されてる方や、あと親戚知人等が住まいがなかなか確保できないという場合については、公営住宅を手当てをいたしましてそちらの方で避難生活を送っていただけるというような状況でございまして。

それぞれ30人についての内訳は、1番から12番まで分けて細かく記載しておりますけども、これのとおり、年代も様々というような状況でございまして。

めくっていただきまして、次ページになりますけども、3番のところですけども、多文化共生課をですね、県の総合窓口として置いておりまして、避難が始まってからこれまで64件ほどの相談や問合せ等をいただいております。

主に知人がですね、避難してくるんですけども、どのような支援を受けられるのかとかですね、住宅等の提供、あとは仕事なども紹介できますよというような御連絡をいただいているところでございます。

具体的なその支援ですけども、4番のところになりますけども、衣食住の支援を、我々行政は当然ですけども、様々な企業や支援団体の皆様から御協力いただい

て、御覧のような支援を行っているところでございます。避難者の皆さんから本
当にありがたいというようなお言葉をいただいている状況でございます。

この後どのような状況になるかっていうところの中で見通せない訳でございま
すけども、避難者に対しましては、市町とですね、連携をとりまして、引続き寄
り添った支援を継続していきたいという風に考えているところでございます。
簡単でございますけども、ウクライナからの避難者への支援の状況について御
紹介させていただきました。

情報提供もう一点でございます。

先ほど議事の中でも出ておりました夜間中学につきまして、本日本当は教育委
員会が来ていただいて御紹介いただくはずだったんですが、急遽出席できなく
なってしまうまして、事務局の方ですね、代わりに御紹介をしたいと思います。
今スクリーンの方も出しておりますけども、パワーポイントを使いまして、簡単
に概要等の説明をしたいと思います。

スクリーンを御覧いただきたいと思います。

県教育委員会では県立ふじのくに中学校を来年4月に磐田市と三島市の2教場
を同時に開校をいたします。

磐田の本校は4ページ目にあります、磐田駅の方にあります複合商業施設の天
平の町というところがございすけども、その中に設けます。三島教室につきま
しては、三島の商業高校内に設置する予定となっております。

どちらもですね、駅から徒歩3分以内ということで、通学にも便がいいところで
ございます。

改めまして、夜間中学等ということでございすけども、外国人県民を含めまし
て、色々な理由で小学校や中学校を卒業できなかった人、不登校などの理由で十
分な勉強ができないまま、中学校を卒業した人が中学校の勉強をもう一度学び
直すための学校でございまして、自分自らが学びたいという気持ちを持って入
学していただく学校となっております。

ふじのくに中学校の入学資格でございすけども、一つは静岡県民であるとい
うこと。

二つ目に15歳以上の方。三つ目に日本や外国で小学校や中学校を卒業できな
かった方や、登校などの理由で十分な状況ができないまま中学校を卒業したとい
うこと。

4番目としまして、外国人の場合は、在留カードを持っていらっしゃる方。以上
の四つの全てを満たす人が入学可能となるということでございます。

ふじのくに中学校での学習ですけども、普通の中学校と同じように、国語・社
会・数学など、全ての教科を学ぶこととなります。また日本語が苦手な人のため
にはですね、必要に応じて日本語の授業なども予定されております。

ふじのくに中学校では、中学校の各教科の勉強をすることを目的としてまして、そのため一部の授業だけを社会だけ受けたいですとか数学は受けないということができないということ、また外国人の方については日本語の授業だけ受けるということもできないということでございます。

続いて、ふじのくに中学校の日課についてでございますけども、こちらは今検討されております準備されております、ふじのくに中学校の日課の案ということになっております。授業は月曜日から金曜日まで。働いている方も通学できますように、始業が17時から21時まで1日4時間で40分の授業という予定です。給食はありませんけども、2時間目と3時間目の間に20分間の休み時間を設けておりまして、食事を取る方はこの時間帯を取って利用していただくというような予定となっております。

続いて、ふじのくに中学校の特徴ということでございますけども、遠隔の教育を活用しまして、両教場の生徒同士、教職員同士の連携を強化するというものでございます。

磐田本校と三島教室をオンラインで結びまして、同時双方向の事業や職員会議等を実施することで、両教場下のですね、連携を図って、ふじのくに中学校として一体となって生徒の育成を図っていくということでございます。

現在、入学者の志願の状況ですけども、本年5月10日から7月8日までの2ヶ月間周知を行いました。県内の外国人支援団体ですとか、不登校やひきこもりの支援団体、各教育委員会にチラシやポスターを配布しました。

また、県の広報紙 SNS ふじのくに中学校のホームページを開設しまして、広くですね、周知を行ってまいりました。こうした周知を経まして、7月の2日から8日まで、入学願書の受付を行いました。進行状況は磐田本校で7人、三島教室で6人の計13人の応募でございました。このうち6割が外国籍の方ということでございました。現在志願者への面接を終えまして、入学資格のですね、確認をしているということでございます。

また面接では入学後の目標や配慮事項も確認しておりまして、入学後の支援に活用していくということでございます。

最終的な入学者の確定は、9月16日を予定しているということで、また入学者が確定し次第、第二次の募集を実施する予定ということで、詳細については入学者が決定された後にお知らせされるということでございます。

今後ですけども、計画としまして、教科書の採択や校章の決定、教職員の配置、施設整備等を行いまして、開校の準備を順次進めているということでございます。

最後になりますけども、県立ふじのくに中学校では、1人1人に寄り添いながら入学した生徒が、学ぶ喜びを味わい、意欲を持って通い続けていただき、将来の

可能性を広げることができる学校を目指して、誰1人取り残さない教育の実現を図っていくということでございます。

そして、東海北陸地方における夜間中学のフロントランナーとしまして、また、今後も設置されます他県の夜間中学のモデルとなるような学校を目指していくということでございます。今後とも皆さんの支援をよろしくお願ひしたいという風に教育委員会から情報を扱ってまいりました。

紹介でございます。よろしくお願ひします。

(酒井)

ありがとうございました。

情報提供ということでございますけども、ウクライナからの避難者への支援の状況、そして夜間中学の設置の状況、2件ご報告いただきましたので、もし御意見・御質問等ございましたらお受けしたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

よろしいですか。はい。御意見等ないようでございますので、それでは以上をもちまして、今日の審議会を終了したいと思ひますので、進行を事務局にお返しします。よろしくお願ひします。

(緒方)

酒井会長をはじめ、委員の皆様、本日は御審議ありがとうございました。

ここです、坂本委員から資料の提供をいただいておりますので、もしよろしければご説明をいただければと思ひます。

(坂本)

はい。ありがとうございます。

資料の一番最後に案内がございますが、9月の6日に本学の地域連携事業の実施報告会がございます。

本学の教員が学生を巻き込んで、地域の様々な団体と連携を組みまして、補助金を得て1年間色々な地域の発展や教育の向上に資する活動を行っております。

今回は、一番最後のページにありますけれども、6本の発表がございます。この中には2件多文化共生に係る発表もございまして、私も1本、その中の4番で発表することになっております。

御興味、お時間がございます方は、また関係の皆様にご報告いただけますと幸いです。よろしくお願ひいたします。

(緒方)

はい、ありがとうございました。

ではここで皆様に一つお知らせがございます。

平成 29 年からの長きに渡りまして、委員をお務めいただきました酒井会長でございますが、新聞などで御存知の方もいらっしゃるかも知れませんが、10 月末をもちまして、静岡商工会議所会頭の任期満了ということで、こちらの本審議会委員の退任をされる予定でおります。もしよろしければ、一言いただければと思うんですが、お願いいたします。

(酒井)

それまで全く知ることがなかったこの多文化共生というジャンルと申しますか、分野に会長をさせていただきまして、勉強する機会ができて、非常に楽しくやらせていただきました。

これからもこの立場を離れますけども、せっかくこういう機会をいただきましたので、今後も自分の人生の中で生かしていきたいと思っております。

ありがとうございました。

(緒方)

それでは、最後に閉会にあたりまして、森副知事から一言御挨拶申し上げます。

(森)

大変長い間酒井会長ありがとうございました。委員の皆様、非常にたくさんの御意見ありがとうございました。具体的に言いますと、子どもの多文化の話の中では、ラクスマさんから引継ぎ田中委員からですね、実際に学校側からの保護者へのアプローチのことについても話がございました。それから坂本委員、佐伯委員からはやさしい日本語についてのオンライン活用についての話がありました。その優しい日本語の中で、土屋委員からは、実際のやさしい日本語に加えて、日本語の下のローマ字であるとか、英語での標記について御意見をいただきました。

田中委員からはですね、実際にやさしい日本語に対してもですね、子供と大人ではアプローチの仕方が違うという御発言がありまして、そこから就業の話に展開されまして、田島委員からは、実際にですね、人を受ける側からすると、やはり日本語のレベルの重要性というものがそこでお話をいただきましたし、斉藤委員からは実際に正規雇用が重要かどうか、理解できるのかそういった重要性について、議論をいただきました。植田委員からはですね、実際のブラジル領事館での経験からですね、就業に関しましても保護者へのアプローチの重要性についても御提示いただきましたし、佐伯先生についてはロールモデルとして

成功ですね、そういったもののミーティングの必要性を御提言いただきました。高畑委員につきましては、社会参画のタウンミーティングについて議論いただきましたし、それについてオンラインをおすすめいただきました。榊原委員からは自治会の重要性につきましては、日本人も今なかなか入らないですけども、自治会によって多文化が形成されるということが述べられました。最後に鈴木委員から指摘いただきましたけども、子ども、親そうした心の安定が次の世代を生んで多文化共生のそういったところが様々多くのことを御提案をいただきまして、それは今十分ですね、我々の事務局が受け止めてやっていきたいと思えます。

個人的な意見なんですけれども、多文化共生の実現っていうのは、実際に着地点がどこなのかいうことは、実際私もですね、見えていません。構築の段階において、日本という国があるかもしれないけれども、各人がですね、多文化共生自身を意識していくことっていうことが重要なかなと感じています。

産業では有名なものにイノベーションみたいなものありますけど、ちょっとそれとは異なって、常に多文化共生に対して、働きかけていかないと、なんか元に戻ってしまうようなものなのが多文化共生の特徴のような感じがしています。適切な比喻であるかどうか分かりませんが、カフェオレのですね、そのオイル系のドレッシングみたいな違いかな。コーヒーとミルクを混ぜると、カフェオレという新しいものができますけども、これはずっとこのカフェオレのまま進化してきますけれども、ドレッシングはずっと振り続けないと、これは分離してしまうので、やっぱり振ってこのドレッシングの味というのが、非常に絶妙で、非常に価値が高いあって、いい例かわかりませんがイメージから言うと、常にアプローチをして、多文化共生っていうのを意識していかなければなど。ただ、もちろんこういう携わっているものが携わらないもの、そういったことをちゃんと知らしめることによって、多文化共生を形成していくものではないかなという感想でございました。今日は非常に多くの御意見をいただきまして、御提案をいただきました。実際にその市町に任せることなく、県の当局としては、今いただいた御意見を実際に市町に落とし込むように、また県が積極的に出ていくということをやっていくということを皆さんにお願いしたいと思えます。

それから、最後に酒井会長からありましたけども、成果っていうものをやっぱりある程度見せる、確かに多文化共生自体の成果が単年度ごとにしっかり出るものかどうかはちょっと分かりませんが、少なくとも前回から見てこういう回数になった、もしかしたら戻ったってこともあるかもしれないけれども、その行き戻りも含めて、しっかり皆様方にお伝えして、次のステップに行ったらいいのかなという風に思っています。それは私の感想の一つでございます。

どうも今日一日大変ありがとうございました。

以上でございます。

(緒方)

本日の議事要旨につきましては、皆様に内容をご確認いただきました上で、正式なものを後日送付いたします。

なお、改めて御連絡いたしますが、次回の審議会は、令和5年、少し先になりますけれども、来年の2月を予定しております。

御多用とは存じますが、御出席をお願いいたします。

以上をもちまして、令和4年度第1回静岡県多文化共生審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。